

年 月 日

様

契約担任者 職 氏名 印

見 積 執 行 通 知 書

下記のとおり見積りを執行しますので対馬市契約規則、対馬市建設工事執行規則、関係法令に従い、見積り願います。

記

1 見積執行に関する事項

- (1) 案件名
- (2) 案件場所
- (3) 履行期間
- (4) 見積執行日時
- (5) 見積執行場所
- (6) 縦覧設計書閲覧場所
- (7) 見積執行回数
- (8) 見積代理人 代理人の場合は、委任状を提出し見積書に代理人の記名押印が必要である。
- (9) 見積の辞退 見積りを希望しない場合には、見積辞退届を提出すること。

2 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とし、契約締結の日までに納付すること。ただし、有価証券などの提供、金融機関又は保証事業会社の保証を持って納付に代えることができる。また、対馬市契約規則第28条の規定に該当する場合は、納付を免除することができる。

3 その他

落札決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって決定金額としますので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。